

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年3月19日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	竹内	良訓
静岡県監査委員	四本	康久

1 包括外部監査の特定事件

令和4年度

「産業振興に関する施策の財務事務の執行について」

2 措置の内容

別冊のとおり

令和4年度包括外部監査結果に基づく措置

注) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和4年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
<b>A 総論</b>						
意見	<p>①成果指標と活動指標について 新ビジョンや経済産業ビジョンにおける成果指標・活動指標は、現状や課題の分析から県が目指すべき姿を考え、それを実現するための施策の具体的な成果や活動を示すものとして設定されている。しかし、一つの施策に複数の事業がぶら下がっているものも多く、新ビジョンや経済産業ビジョンにおける成果指標・活動指標が、必ずしも、一つ一つの実施事業を評価するための指標として適しているとは言えない。 個々の事業を適切に評価するためには、事業単位で定量的・直接的な指標を設定すべきである。</p>	P27 ～ 29	措置 完了	新ビジョンや経済産業ビジョンにおける成果指標・活動指標が個々の事業の評価に適さない場合には、事業計画の立案や予算編成作業等を通じて、新規事業や重点的に取り組む事業を中心に、事業単位で定量的・直接的な評価が可能となるような固有の指標の設定に取り組んだ。	令和6年 2月	政 策 管理 局
<b>B-01 マリンバイオ産業振興事業費</b>						
意見	<p>②MaOI機構に対する補助金の支出状況の確認について 担当課は、MaOI機構に対する補助金が適正に活用されているかどうかを支出内容から検証し、経理処理だけでなく、同機構の管理体制全般を指導・監督すべき立場にあるが、次のような見直しを検討すべきである。 ア. 補助金の概算払の時期や回数は、相手先の都合（特に資金繰り）によるところが大きい イ. 中間検査や年次報告書の確認などについて、マニュアルや確認すべき事項をリストアップしたチェックリストを用意し、実際に確認作業を行った際には、その結果がチェックリストに記録されるようにすることで、一定の管理レベルを維持できるようにする</p>	P36, 37	措置 完了	<p>令和5年10月に中間検査の時期及び検査内容、チェックリスト等を定めたマニュアルを策定し、毎年10～12月の期間内に、事業進捗や収益等の取扱い、経理処理等について中間検査を行う体制とした。 当該マニュアルに基づき、令和5年12月にMaOI機構にて中間検査を実施し、チェックリストへ記録した。 引き続き、毎年の定期的な中間検査を実施し、機構に対する管理レベルを維持していく。</p>	令和5年 12月	産 業 イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 課

B-17 豚熱防疫体制強化事業費						
意見	<p>②検査に関わる職員との契約について</p> <p>当事業は、豚熱の発生に伴い令和元年度から突発的に開始された事業であり、捕獲したイノシシからの検体の検査などを行う職員を臨時的に会計年度任用職員として3人採用して対応している。</p> <p>うち1人は、獣医師や臨床検査技師などの専門資格を必要としており、採用される側にとっても、単年度契約という不安定な立場であるため、適格者を採用するのはなかなか容易ではない。今後、豚熱が短期的に収束してくれればいいが、長期化するようであれば、職員の人員配置等を見直さないと、当事業の継続が困難になるおそれがある。会計年度任用職員の継続任用という方法だけで乗り切れるかどうか、慎重に検討しておくべきである。</p>	P113	措置完了	<p>豚熱の収束は見通せず長期化する見込みであり、検査を継続する必要がある。</p> <p>畜産振興課野生イノシシ対策班に獣医師を2名、検査結果の鑑定を行う中部家畜保健衛生所検査課に獣医師を7名配置し、会計年度任用職員を随時指導できる体制を維持するとともに、新たな検査機械を導入して簡便な検査を可能とした。</p>	令和5年11月	畜産振興課
B-25 小中学校花いっぱい提供事業費						
意見	<p>①事業のあり方について</p> <p>当事業は、コロナウイルス感染症の拡大によって消費が減退した花の生産者・販売者の支援と、将来の消費層の拡大を目的に県内全ての小中学校（802校）に対して、花の配付を計画し、528校（延べ817校）に花が配付された。</p> <p>より直接的で経済的な事業の企画、現場の需要を精査した予算計上方法、事業実施上のコスト意識など、当事業のあり方、進め方について、特に、費用対効果、お金の有効な使い方という点について、反省や見直すべき点があったように思える。</p> <p>当事業は、令和3年度の単発事業で改善措置を図る余地がないが、令和4年度には、国からの「地方創生推進交付金」を財源に小学校向けの花育スクールを中心にした企画に形を変えて取り組んでいる。企画者である担当課には、教師というフィルターを介して対象者である子供たちに教育機会が届くか、届かないのかの差が生まれること、予算には表れない現場の手間（＝人件費）がどれだ</p>	P154～156	措置完了	<p>児童・生徒らを対象とした花育は、花きの消費に直接的にはつながりにくいですが、将来の消費者を育成する上で重要な取組と考え、令和4年度からは、アレンジメント作成出前講座を中心とした後継事業に取り組んでいる。</p> <p>令和4年度事業では、事業効果を実施校以外にも波及させるため、各学校での取組の様子をSNSで発信した。令和5年度事業では、制作したアレンジメントを家庭に持ち帰るための袋を用意することにより、事後に家庭で観賞してもらうこととし、その後の花の利用につながるよう講座の実施内容を工夫した。</p> <p>令和5年度事業の募集では、担当課から直接、学校に希望調査をかけたリ、調査票を簡略化するなど、教育委員会や学校の手間が減るよう募集方</p>	令和6年3月	農芸振興課

	<p>けかかるのか、希望が出ない学校にこそ当事業に対する評価が現れることなどを意識して事業を進めていただきたい。</p>		<p>法を見直すとともに、委託業務の中で後片付けをしゴミを持ち帰るよう、学校の負担を意識して、講座の実施方法を見直した。</p> <p>あわせて、より多くの学校に希望していただけるよう、募集時に、これまで実施した学校や生徒の感想を紹介するなど、事業の進め方を見直した。</p>			
<p><b>B-28 駿河湾深層水総合利用促進事業費</b></p>						
意見	<p>①送水ポンプの修繕計画の策定について</p> <p>1日1系統当たり1,000tの海洋深層水が取水され、約半分が県の水産利用施設(=研究施設)、残り半分が焼津市の脱塩施設や漁協、民間の事業会社等に利用されている。利用者は海洋深層水を脱塩水の製造、水産物の洗浄や保冷、水産加工などの日常の営業活動に利用しており、水道水と同じように安定的に供給することが強く期待されるが、取水供給施設にある送水ポンプの老朽化が進んでいる。現在、2系統のうち397m深層水系統においては、3つあるポンプのうち、1つは停止中だったものを令和4年度に取替工事をして運転中であるが、残りの2つは不調という状況にある。</p> <p>担当課では、この数年、ポンプの修繕予算を見積もってはいるものの、現実には突発的な他の修繕等に回されていて、計画的にポンプが修繕できていない状況にある。まずは、ポンプの具体的な修繕計画を策定して、計画的にポンプの修繕を予算化し、実行すべきである。</p>	P167	措置完了	<p>397m深層水系統の送水ポンプ3基については、令和4年度時点で不調となっていた2基のうち1基について、令和5年9月に修繕工事が完了した。現在、正常に稼働するポンプは2基となり、深層水は安定的に供給されている。</p> <p>270m深層水系統の送水ポンプ3基については、令和6年度当初予算で1基の更新費を措置している。</p> <p>あわせて、両系統の送水ポンプを計画的に更新するための年次計画を策定した。</p>	令和5年9月	水産振興課
<p><b>B-29 水産業振興資金利子補給金</b></p>						
意見	<p>①利子額の検証手続の見直しについて</p> <p>県から信漁連への利子補給の交付額の確定に当たり、信漁連の計算データと担当課の計算データを照合し、その時に差異の補正作業が行われている。利子補給は、当年度に融資が実行されたものだけ</p>	P171, 172	措置完了	<p>「信漁連のデータをエクセルファイルに変換して、承認番号をキーに自動照合」ができるようなシステム改修等については、新たな費用が発生することに鑑み、データ照合の前のデータ入力時に</p>	令和6年1月	水産振興課

	<p>ではなく、過年度に融資が行われているものも対象になるので、毎回 600 件を超えるデータを照合することになるが、特に、新規案件や条件変更を行った案件については差異が生じやすい。</p> <p>担当課の管理ファイルを見ると、信漁連のデータと県側のデータの両方に細かくチェックの証跡があり、手作業で照合が丹念に行われたことが確認できる。差異が生じている案件を見つけるための照合作業については民間のシステム会社に相談して、信漁連のデータをエクセルファイルに変換して、承認番号をキーに自動照合できるような方法を検討してもいいのではないかとと思われる。</p>			<p>随時照合を行うこととし、本照合の際の事務量を大幅に削減した。</p>		
意見	<p>②バックアップデータの保存方法の見直しについて</p> <p>担当課では、漁業近代化資金以外のメニューに関するエクセルファイルを課内の 2 つのハードディスクに保存しているが、地震などで入室ができなくなった場合にはあまり意味がない状態にある。</p> <p>利子の計算データは再生が難しく、バックアップデータを確実に残すように保存方法について見直しをすべきである。</p>	P172	措置完了	<p>利子の計算データのバックアップについて、課内の共有ハードディスクだけでなく、電子県庁課が管理している「統合管理サーバー」に保存することとした。</p>	令和 6 年 1 月	水産 振興課
<b>B-31 水産イノベーション推進事業費助成</b>						
意見	<p>②事業の有効性の確認について</p> <p>「水産イノベーション対策支援推進事業費補助金交付要綱」には、補助金を交付された漁業者等に対して、一定期間の状況報告を求めるような規定は設けられておらず、「同事業実施要領」の「第 7 取組目標達成に向けた支援」において、「静岡県漁業協同組合連合会又は県から、補助事業年度終了後の水産業者等の取組状況について照会があった場合は、当該照会に対し回答するものとする」と規定するに留まっている。</p> <p>担当課は県漁連から補助事業終了後の取組状況に関する記録を入手し、顕著な成果のあった一部の取組については水産業者等へのヒアリングを行っているものの、その他の取組については精査している形跡は見られなかった。担当課へのヒアリングの結果、必ずしも要綱で補助事業終了後 5 年間の報</p>	P182, 183	措置完了	<p>令和 5 年 10 月に、令和 3 年度の補助事業について、補助事業実施者への取組状況の照会と併せて、「事業目標達成への補助金の貢献度」及び「補助金の内容に対する意見等」について調査を行った。</p> <p>その結果、目標達成度は 43% に留まったものの事業貢献度は 82% と高かった。これは、県下全般で不漁の影響が色濃い中で、補助事業の実施を通して事業継続ができたことを評価してのものであった。</p> <p>また、補助金の内容については、申請書類の簡素化や補助上限額の引上げなどの意見のほか、補助事業の実施継続に対す</p>	令和 6 年 2 月	水産 振興課

	<p>告を求めるなどの規定にする必要性はないようにも思われる。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症関連持続化給付金の不正受給問題や焼津漁協での不正事件を考えると、県税が使われる以上、特定の業界内部での信頼関係という視点よりも、外部の県民からどのように見えるか、という視点を重視して、要綱における報告義務や、県と県漁連の事後確認手続については、他の事業とのバランスを図る必要があると考える。</p> <p>当事業については、現状、令和5年度までとされているが、令和6年度以降も別の形で漁業者に対する支援を行う可能性があれば、有効性の事業評価と併せて、現行制度の使い勝手、見直すべき点などを関係者に確認する調査も行うことを提案したい。</p>		<p>る要望が多数あった。</p> <p>以上のことを踏まえ、令和6年度から開始する新たな補助事業では、水産関係所得の10%向上を統一の目標として水産業者の取組を支援するほか、事業終了後5年間の報告の義務付けや申請書類の簡素化、外部委員への概要報告などの制度改善を図ることとした。</p>		
--	---	--	--	--	--

**B-34 地域創業支援事業費助成**

意見	<p>①起業家への支援金の審査基準の見直しについて</p> <p>当事業では、2段階の審査を経て、交付が決定されたにもかかわらず、辞退しているケースが42件中5件あり、決定額ベースで1割以上減少している状況になっている。</p> <p>この5件の辞退理由については、開業予定地が使用できなくなったものが2件、開業予定地の変更で期間内の実行ができなくなったものが1件、就労先の副業許可に時間がかかり期間内の実行ができなくなったものが1件、従業員の確保が困難で開業が遅れたものが1件という内訳であるが、審査において今まで以上に事業計画の実行可能性を見極めていくことが重要である。そのためには、例えば、次のような取組を検討すべきではないかと考える。</p> <p>ア. これまでの辞退者の事例を分析し、開業準備で失敗しやすい要因を整理する（令和3年度の事例を見る限り、場所と人の確保に失敗しているケースが多いように思われる）</p> <p>イ. 上記アの情報を審査委員にも提供し、書面審査や面談時における留意事項とする。</p>	P200, 201	措置完了	令和5年6月	産業イノベーション推進課
----	---	-----------	------	--------	--------------

B-40 産業成長促進費助成						
意見	<p>①制度の周知について</p> <p>制度が開始された平成27年度から令和3年度までの7年間で利用した事業者は、15社で延べ34件である。このうち、複数回利用した事業者が8社を占めており、5回利用した事業者も3社ある。</p> <p>本制度は、県内産業の成長に資する設備投資を行う大企業・中堅企業を対象とした融資に対して行われるものであるため、中小企業者向けとは異なり、そもそもの対象者は多くはない。しかし、7年間で15社の利用は決して多いとは言えず、利用者に偏りも生じている。制度を上手く活用して複数回利用している事業者がいる一方で、制度そのものを知らない事業者が一定数いるのではないかとと思われる。</p> <p>県は、「県制度融資等のご案内」というパンフレットを取扱金融機関に配布をしており、本制度についてもパンフレット内に記載され、紹介がされている。しかし、当該パンフレットは中小企業者を対象とした融資制度の紹介がメインであり、大企業・中堅企業を対象とした周知に向いているとは言えない。</p> <p>本制度を含めた大企業・中堅企業向けの助成メニューに特化した案内資料を作成し、対象企業にダイレクトメール（DM）などを送る等の方法で、周知する方法をとることも検討すべきではないかと考える。</p>	P222, 223	措置完了	<p>制度を知らない事業者に対する情報提供の手法を検討し、令和5年7月から東京事務所企業誘致班が中堅企業・大企業を訪問する際に、当資金のチラシを持参し、制度の周知に努めることとした。</p> <p>なお、当資金については、令和5年度末で新規受付を終了する予定である。</p>	令和6年2月	商工金融課
B-53 地域企業人材確保事業費						
意見	<p>①ホームページのアクセス数の確認について</p> <p>「しずおか人材確保サポートデスク」の活動状況について、担当課ではコーディネーターが支援した企業数やマッチングサイトへの掲載求人数に注視しているが、マッチングサイトへのアクセス数については確認していない。</p> <p>マッチングサイトへの掲載求人数の確認は企業への働きかけがどれだけでできているのかを評価する意味で重要であるが、このマッチングサイトがどれだけ見られているのかを確認し、アクセス数が低</p>	P277	措置完了	<p>マッチングサイトを令和5年9月1日に再構築し、これまで把握できていなかったマッチングサイトの活用状況（求人への応募件数、流入経路等）が解析可能となった。</p> <p>また、しずおか人材確保サポートデスクの活動状況については、掲載求人数による効果測定を継続していく。</p>	令和5年9月	労働政策課

	調であれば、内容の見直しを検討することも必要ではないかと考える。					
意見	<p>②静岡U・Iターン就職サポートセンターの学生の登録勧誘方法について</p> <p>担当課は、静岡県出身者の多い全国の大学約250校に、静岡U・Iターン就職サポートセンターに関連する紙媒体の郵送と電子媒体の配付を行っているが、新規登録者（学生）の実績を見ると、あまり当事者たちの目には届いていないように思われる。県から発信された情報が学生に届くまでには、大学の取組状況や学生自身の自発的な情報収集姿勢に委ねられることから、できるだけ県から学生たちに直接的に就職サポートセンターの案内が届くような体制が構築されるのが望ましい。また、県外に出てしまった後から就職サポートセンターの案内をするのではなく、県内にいる間、つまり、高校卒業前に数年後の就職活動のために登録しておくことを勧めた方が効果的である。</p> <p>この点、県では当事業以外に「ふるさととつながる『ふじのくにパスポート』事業費」の事業メニューとして、高校卒業時に「ふじのくにパスポート」（カード）とチラシを生徒に配付する取組を行っている。「ふじのくにパスポート」のチラシに就職サポートセンターへの登録の案内も併記し、高校卒業時に「ふじのくにパスポート」のLINE・メルマガ登録と併せて、就職サポートセンターへの登録もしておくことを促すような働きかけは現実的かつ効率的な方法として検討できるのではないかと考える。</p>	P277, 278	措置完了	高校卒業時に配付する「ふじのくにパスポート」のチラシに、静岡U・Iターン就職サポートセンターに関する情報を盛り込み、県内の高校、特別支援学校、専修学校等へ配付した。	令和6年1月	労働政策課